

## 国立大学法人信州大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

(平成16年4月1日制定)

(令和元年12月1日改正)

(令和4年4月1日改正)

法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）により、開示に係る法人文書に次（1～4）のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分について開示する（情報公開法第6条第1項）。

また、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、当該法人文書を開示することができる（情報公開法第7条）。

### 不開示情報

#### 1 個人情報（情報公開法第5条第1号及び第1号の2）

##### 【情報公開法第5条第1号関係】

個人に関する情報とは、個人の思想、信条、身分、地位、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるもので、個人に関連する情報の全般を意味している。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創造物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

具体的には、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別する事が可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報をいう。

《例》1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等

2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）

3) 健康診断・カウンセリングの記録

4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）

5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）

6) 学部入試、推薦入試、大学院入試等の答案及び合否判定資料

7) 学生指導関係文書

8) 反省文

9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）

10) 卒業論文、修士論文、博士論文

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。

《例》1) 独立行政法人国立印刷局が発刊する職員録に掲載されている者の氏名等

2) 信州大学学術情報オンラインシステムに掲載している教員の氏名等

3) 叙勲・褒章受章者名簿

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる

情報。

《例》 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるもの

ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。この場合において、本学職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、平成 17 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」を準用する。

《例》 文書に付された庶務課長、人事係長等の職名

なお、情報公開法では開示請求者が誰であるかは考慮されないため、開示請求者が本人となる情報の開示請求の場合でも、特定個人を識別する事が可能な情報であれば、不開示となる。

#### 【情報公開法第 5 条第 1 号の 2 関係】

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号は不開示とする。

#### 2 法人等情報（情報公開法第 5 条第 2 号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報。

《例》 1) 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ

2) 工事請負者施工成績一覧

ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされている情報、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。

《例》 企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

#### 3 審議検討等情報（情報公開法第 5 条第 3 号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、素直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報。

《例》 1) 報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録

2) 学部、学科等改組で現在検討中のものの記録

3) 人事選考（採用、昇任等）の記録

ロ 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報。

《例》 入試制度改革素案（出題科目変更案等）

ハ 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある情報。

《例》 1) キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）

2) 機種選定や仕様策定に係る検討記録

4 事務・事業支障情報（情報公開法第5条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務・事業情報のうち，公にすることにより，次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

イ 公にすることにより，国の安全が害されるおそれ，他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると，学長が認めることについて相当の理由がある情報。

ロ 公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧，捜査，公訴の維持，刑の執行，その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると，学長が認めることについて相当の理由がある情報。

《例》 1) 麻薬，毒物，劇物等の毒性，危険性，病原性等の強い物質の受払い，保管に関する情報

2) ID，パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報

ハ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，又は違法・不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがある情報。

《例》 1) 学部入試，推薦入試，大学院入試等の出題者名簿

2) 入試制度改革関係資料

ニ 契約，交渉，争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報。

《例》 1) 入札前の予定価格，積算内訳書

2) 大学が当事者となっている訴訟（国家賠償訴訟，医療過誤訴訟等）に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報。

《例》 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの，又は不採択のもの

ヘ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報。

《例》 1) 人事異動原案

2) 人事選考（採用，昇任等）関係資料

3) 勤務評定関係記録

ト 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報。